

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：アフリカ地域農業政策（CARD・SHEP）アドバイザー
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：アフリカ地域農業政策（CARD・SHEP）アドバイザー

調達管理番号：26a00361

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域農業政策（CARD・SHEP）アドバイザー

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2028年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

## (6) 部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2027年2月頃)

2) 2027年度(2028年2月頃)

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業農村開発第二グループ第五チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 13日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 7月 17日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 7月 29日 まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84. pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFveJ>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お

手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「本業務に係る実施方針及び留意事項具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が設定したプロジェクトの成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	モーリタニアとギニアの CARD 推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデア	第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（4）（6）
2	モーリタニアとガンビアの推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデア	第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（7）

### 3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果の発現に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。なお別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）セネガルとモーリタニアの2か国の活動

本契約は、以下の2つの個別専門家案件の業務を1つの契約で包括的に発注するものである。当初の要請・国際約束は各国ごとに取り付けており、これまで2か国に対して

別々に個別専門家を派遣してきた。配付資料に含む要請書や専門家報告書などをもとにその背景やこれまでの活動実績を踏まえて各国での業務を進めつつ、2か国での類似性や近接性、セネガル川の両岸での開発の必要性などを考慮し、個別案件を越えた相乗効果を創出することが期待される。

- セネガル「農業政策アドバイザー」
- モーリタニア「農業政策アドバイザー」

## (2) ギニア、ガンビアにおける活動

本案件ではセネガル・モーリタニアのほか、CARDとSHEPに関連して一部ギニア・ガンビアの活動を予定している。特に活動2-4（活動、成果については案件概要表の通り）のなかでギニアにおけるCARD関連の活動、活動3-2のなかでガンビアにおけるSHEP関連の活動推進が期待される。過去にギニアで行われた技術協力プロジェクト、ガンビアに派遣していた農業アドバイザーの成果を確認したうえで、限られた投入の中でJICAのプレゼンスを示し、1回限りの活動でも一定の成果が期待される活動を検討する。（詳細は以下（6）（7）を参照。）

## (3) 政策支援に留まらないCARD、SHEPの広域展開に向けた具体的な協力の実施

本案件では、一般的な政策アドバイザーに求められる政策分析やJICA協力の展開への提言について成果1のなかで取り組むこととするが、それ以上に成果2・成果3に示すCARD、SHEPの各国での展開の支援を具体化し、現場で実践することを重視している。ついてはこれまでにCARD、SHEPの事業に従事し、各国で具体的な活動などを推進してきた経験を有する団員の戦略的な配置を推奨する。

成果1についても一般的な政策分析や提言に留まらず、具体的なJICAの協力実施や現場での実践につながるアウトプットを期待する。ただしモーリタニアに関してはセネガルと異なりJICA事務所がなく農業省とのコネクションも弱いため、先方政府のニーズに応じて農業政策の分析や提言を行うことも想定される。

## (4) モーリタニア・セネガルの二国間交流等による稲作振興の推進（活動2-1）

モーリタニアでは、南部セネガル川流域で稲作のポテンシャルがあり、今後セネガル川の両岸開発の視点で、セネガル北部で取り組んできた稲作技術の向上やバリューチェーン強化を広げていくニーズが高い。2026年3月にはCARDに正式に加盟し、国別稲作開発戦略（NRDS）策定プロセスを本格的に進めていく段階である。またモーリタニアで技術普及を担うSONADERは、近年セネガルのSAEDと稲作広域協力アクションプランを策定し、二国間の技術交流などを進めていく方針を定めている。

本案件ではその具体的な実現に向けて技術的な助言を行い、各機関の主体的な活動

を引き出すことが期待されている。

#### (5) セネガル稲作技プロ「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」の終了後の活動のフォローアップ（活動2-2、2-3）

セネガル北部では、稲作に関する技術協力プロジェクト「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」（PAPRIZ3）（2022年～2027年）を通じて、稲作バリューチェーンに関わるアクター同士の関係性の強化と情報の共有などによるバリューチェーンの強化を目指すと共に、同地域の農業振興を担うセネガル川流域開発機構（SAED）の能力強化を図っている。本プロジェクトでは、生産者、農業機械のサービスプロバイダー、精米業者、流通業者などバリューチェーンに関わるアクターを集めた「バリューチェーン協議委員会」と呼ばれるワークショップを開催し、イネの生産や流通に関する情報交換やバリューチェーン強化に向けたアクションプランの取りまとめを行っているほか、精米業者向けに記帳やカイゼンを指導し、収益を改善するビジネスモデルをまとめる予定である。本プロジェクトは2027年3月に活動を終了する予定であるが、その後、上記のバリューチェーン協議委員会において提案されたアクションプランのフォローアップや精米業者向けにまとめられたビジネスモデルを広げる活動を一部継続することが期待される。本案件では、活動2-1～2-3においてこれらの活動を実施する。

この活動スコープについては契約後に当該プロジェクトの専門家からの情報提供などを受けて上記の想定案をベースに具体的な計画を実施していくものとする。

#### (6) ギニアにおける稲作に関する活動の検討と実施（活動2-4）

ギニアにおいては、2021年から2025年にかけて「海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」を実施し、ボケ州において農業組合の能力強化を通じ、国産米の生産と販売の促進を行った。また2024年には第二期国家稲作開発戦略（NRDS2）を策定し、2030年までに籾生産量を500万トンに引き上げる目標を定め、組織強化、生産性の改善、国産米の加工・市場アクセス・競争力の向上を通じてその実現を図ることとしている。この状況を踏まえ、以下について分析・検討を行い、CARD推進にかかる具体的な活動を実施することとする。

- ギニアにおけるCARD関連の取組実績、政策実施状況の確認と分析。
- ギニアにおけるCARDフォーカルポイントや過去技プロのカウンターパートのなかでカギになる人材との協議、要望のヒアリング。
- NRDSに基づく政策実施状況の確認。
- 稲作技プロの活動のフォローアップ案の検討。
- セネガル南部とギニアの稲作環境の比較とセネガル南部のリソースを活用し

た研修等の実施可能性の検討。

- 上記の検討結果を踏まえたギニアにおけるCARD関連活動の具体的な計画・実施への支援。

ギニアに関しては2回の渡航（20日×2回）を想定しているが、1回目の渡航時に技プロ後の活動の状況や農業省関係者の意見を聞き取り、現地で実施できる活動内容について検討を行うこととする。その後、国内業務などを通じてその計画を具体化し、2回目の渡航時に活動を支援することを想定する。

#### （7）モーリタニアとガンビアにおけるSHEP推進の検討・実施（活動3-1、3-2）

JICAはアフリカ各国で市場志向型農業（SHEP）の展開を進めている。西アフリカのうちセネガル・ギニアにおいてはセネガルにおける技術協力プロジェクトの活動によりSHEPの人材育成が進んでいる。

しかし、モーリタニアではまだSHEP展開の基盤となる農業省関係者の意識醸成やコア人材の育成が進んでおらず、SHEPの展開方針についてカウンターパートの意向や能力を見極めながら慎重に検討が必要な状況である。どのような方策でSHEP展開を進めるか具体策を検討し、それに資する現地研修などを企画・実施することが期待される。

またガンビアは英語圏のため周辺国と連携しての広域協力を進めにくい国である。過去にはガンビア「農業アドバイザー」が2024年に現地研修を実施するなどして人材育成を進めたが、継続的な取組が実施できていない。過去のSHEP課題別研修や現地研修の受講者の研修後の活動状況を把握したうえで、農業省によるSHEP推進の計画策定を支援し、現地研修の実施などを検討することが期待される。

本案件では上記の状況を踏まえ、モーリタニアとガンビアを中心にSHEP展開に向けた計画の検討と活動の企画・実施及び支援（ガンビア）を行うものとする。（セネガル・ギニアにおいては実施中の技術協力プロジェクトとの棲み分けで、大きな活動を想定していない）。ガンビアへの渡航は2回の渡航（20日×2回）を想定している。

## 第4条 業務の内容

### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

### 2. 本業務にかかる事項

#### （1）プロジェクトの活動に関する業務

##### 【成果1に関わる活動】

成果1：セネガル、モーリタニアにおいて農業セクターの開発課題及び政府の取組方針が分析されるとともに、セネガル・モーリタニアにおいてJICAの協力可能性が検討

される。

#### 活動1-1：

- セネガル及びモーリタニアの国家農業政策（NRDS、PNDA等）及び関連戦略の分析を行う。
- 他ドナー（AfDB、AFD、FAO等）の支援状況および過去のJICA案件の成果を踏まえ、農業分野（特に稲作、種子、農業研究、人材育成）の課題を体系的に整理する。
- 国家農業セクター投資計画（NASIP）及びCAADP／NEPADに係る進捗状況を確認する。

#### 活動1-2

- モーリタニア農業省に対し、国別稲作開発戦略（NRDS）を含む農業開発政策の策定・改訂に向けて関係者の行動計画を検討し、具体的な行動に向けた助言を行う。CARD事務局と連携して、モーリタニアでのNRDS策定ワークショップなどの実施を後方支援する。
- 政策実施体制及び関係機関（SONADER等）の能力分析を行い、実施可能性向上に向けた提言を行う。

#### 活動1-3

- 上記分析を踏まえ、CARDおよびSHEPの展開を軸としたJICAの協力可能性を検討する。現場実装につながる具体的な支援シナリオ（技術協力、研修、広域連携等）を提案する。

#### 【成果2に関わる活動】

成果2：セネガル・モーリタニアを対象として稲作広域協力の推進に向けた提言が行われるとともに、JICAが実施しているCARDの広域活動が適切に支援される<sup>2</sup>。

#### 活動2-1

- SAED（セネガル）及びSONADER（モーリタニア）が策定した稲作広域協力アクションプランの内容とその実施状況を確認する。
- 両機関間の技術交流や共同活動（研修、現地視察等）の企画・実施を支援する。
- セネガル川両岸における稲作振興のための両国の実務的連携を促進する方策を検討し、実施する。

#### 活動2-2

- PAPRIZ3で開発された稲作技術マニュアルや精米業者向けビジネスモデルをレビューする。PAPRIZ3終了後、それらのアセットを活用した、関係機関に対する継続的な支援の可能性を検討する。現地ニーズ・優先度に応じて農家や精米業者に対する研修を企画・実施する。

---

<sup>2</sup> モーリタニアとギニアのCARD推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデアをプロポーザルで提案ください。

### 活動2-3

- PAPRIZ3終了後の活動として、バリューチェーン協議委員会の開催支援を行う。
- 過去のバリューチェーン協議委員会で策定されたアクションプランを確認し、その進捗モニタリング及び改善支援を実施する。

### 活動2-4

- ギニアにおけるCARD関連の取組、NRDS2の実施状況を分析する。
- 関係者ヒアリングを通じてニーズを把握し、CARD推進に向けた具体的活動を計画する。
- セネガル南部との比較分析を踏まえた研修・技術移転の可能性を検討する。情報収集の一環として、現地ニーズ・優先度に応じてSHEP紹介のためのセミナーや研修を実施する。

### 活動2-5

- セネガル・モーリタニアを中心とした稲作広域協力の中長期的な方向性を整理し、JICAへの提言を行う。

### 【成果3に関わる活動】

成果3：モーリタニア及び周辺国を対象としたSHEPに関するJICAの広域活動が支援される<sup>3</sup>。

### 活動3-1

- 農業省関係者を対象にSHEPの基礎を理解する人材を育成するための研修・ワークショップの実施を支援する。
- 市場志向型農業の導入に向けた課題整理を行い、導入戦略を策定する。

### 活動3-2・活動3-3

- モーリタニア・ギニアにおける本邦研修・広域研修への参加者選定を支援する。
- 研修員に対して研修参加前のインセプションレポートの策定の支援や研修での学びを最大化させるためのファシリテーションを行う。
- 研修で策定したアクションプランの帰国後の実施のためのフォローを行う。
- 過去研修員の活動状況を把握し、課題分析を行う。
- 過去研修員のアセットを活用し、現地での再研修や農業省におけるSHEP推進政策への接続を検討し、実施する。

### (2) 本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

---

<sup>3</sup> モーリタニアとガンビアの推進に向けた活動検討の方針と現時点で想定されるアイデアをプロポーザルで提案ください。

### (3) その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

#### ② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ④ C/Pのキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

#### ⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワークプラン	各国への初回の現地渡航前にドラフトを提出し、現地渡航期間中に先方政府と協議した内容を踏まえてまとめ、初回渡航開始から2週間以内を目途に提出。	仏語または英語（ガンビアのみ）	電子データ	各1部
業務進捗報告書	契約開始から1年後	日本語 仏語	電子データ	各1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 仏語	電子データ	各1部

- 業務完了報告書は、発注者の確認・修正を経て、最終化する。業務完了報告書は4か国分まとめて作成すること。
- ワークプランは先方政府への説明用資料。4か国ごとに個別に準備し、仏語または英語で作成すること。
- 共通特記仕様書に基づき、活動があった月に関しては、翌月10日頃を目安に月報を作成し、提出すること。特に現地渡航の前後には渡航計画や渡航報告を月報の添付資料としてまとめ、それに基づいて渡航計画の事前説明、事後報告を行うこと。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワークプラン

セネガル・モーリタニアに関しては以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ 業務フローチャート

ガンビア・ギニアに関しては専門家の活動方針が示され、先方と方向性の確認ができる内容であれば分量・形式は問わない。（なるべく簡素化することで良い。）

(3) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクトの各成果の達成度

## 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) 各種研修・セミナーでの教材・資料

## 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない<sup>4</sup>。

## 第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

---

<sup>4</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

## 案件概要表

## 1. 案件名（国名）

国名：セネガル共和国、モーリタニア・イスラム共和国

案件名：（和名）農業政策アドバイザー

（英名）Agriculture Policy Advisor

## 2. 事業の背景と必要性

（1）当該地域における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

セネガル及びモーリタニアでは、農業が経済及び国民生活を支える基幹産業である一方、低い生産性、食料輸入への依存、気候変動の影響といった共通の課題を抱えており、食料安全保障の確立が重要な政策課題となっている。

セネガルにおいて農業はGDPの約15%、就業人口の約22%占め、国家開発計画「セネガル2050」においても食料主権確立の中核と位置づけられている。特に主食であるコメの国内生産は需要に達しておらず、「国家稲作開発戦略（NRDS 2020-2030）」に基づき自給率向上が目指されている。しかしながら、未熟な栽培技術、灌漑施設の維持管理体制の脆弱さ、非効率な機械サービス及び流通構造等により、2025年時点でも自給率は約50%に留まり、政策目標との乖離が生じている。

一方モーリタニアでは、耕作可能面積が極めて限られ、主食であるコメや小麦の多くを輸入に依存しているため国際市場の変動に対して脆弱であり、食料安全保障の確立が喫緊の課題となっている。同国は南部セネガル川流域に農業開発ポテンシャルを有するものの、農業生産性の低さや戦略・制度面の整備不足が課題である。また、「農業開発国家計画（PNDA 2016-2025）」において生産性向上やバリューチェーン強化が掲げられているものの、実施能力の強化が必要な状況にある。

これらの課題に対しJICAは、両国において「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development: CARD）」を通じた稲作振興及び「市場志向型農業振興（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion: SHEP）」アプローチによる小規模農家の収益向上を中心に協力を展開してきた。特にセネガルで実施中の「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト（PAPRIZ）」では、稲作技術の普及やバリューチェーン強化を通じて収益向上を図るとともに、同プロジェクトの対象地域であるセネガル川の対岸で稲作が行われているモーリタニアとの広域協力の促進を支援している。またSHEPについては、セネガルを拠点としてモーリタニアを含むセネガルの周辺国への展開も進めている。

これまでの取組により現場レベルでの成果や両国間の連携の動きは見られるもの

の、農業セクター全体の課題の整理及び政策との整合性に関する分析が十分でなく、セネガル川両岸での稲作協力及びモーリタニアを含む周辺国におけるSHEPアプローチの展開に向けた具体的な計画が策定されていない状況である。これらの状況を踏まえ、両国政府は日本に対し、農業政策の分析・策定支援、稲作振興、SHEP普及を推進するためのアドバイザー派遣を要請した。

本アドバイザーはこれらの課題に対応するため、両国の農業開発の課題整理・政策分析を行うと共に、稲作広域協力の推進及びSHEPの広域展開に向けた具体的な計画の検討及びそれに基づく対応策の実施を通じて、両国における農業開発体制の強化に寄与するものである。

(2) 農業セクター／アフリカ地域に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

前項に記述の通り、JICAグローバルアジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」のCARDの推進に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行、アフリカ開発銀行（AfDB）、フランス開発庁（AFD）、FAO等のドナーがセネガル、モーリタニアに対して農業分野における協力を実施している。

AfDBの融資を受けてセネガルの農業省が実施している「バリューチェーン開発のための水資源活用プロジェクト（PROVALE-CV）」では、2020年から2025年にかけて①農家の収益向上を目指したバリューチェーン構築、②ジェンダー主流化に向けた研修の実施など、包括的な支援を行っている。

またAFDは、モーリタニアにおいて「灌漑の復興による食糧安全保障の改善プロジェクトフェーズ2（ASARIGG2）」を2021年より実施し、①灌漑施設整備、②バリューチェーン関係者の能力強化、③セネガル・モーリタニアの農業公社（セネガル：セネガル川流域整備開発公社（SAED）、モーリタニア：国立農業農村開発公社（SONADER））との連携強化を行っている。

### 3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地

- セネガル：セネガル全域
- モーリタニア：ヌアクショット特別州、トラルザ州、インシリ州、ダーヘル・ヌアディブ州（西サハラ地域国境地帯を除く）、ブラクナ州、ゴルゴル州

※本事業関係者の渡航は安全対策措置上の渡航可能地域に限定する。

(2) 事業実施期間

2026年8月～2028年8月を予定（計24カ月）

(3) 事業実施体制（専門家配属先）

- セネガル農業・食料主権・畜産省 (Ministry of Agriculture, Food Sovereignty and Livestock : MASAE)
- モーリタニア農業省 (Ministry of Agriculture)

#### 4. 事業の枠組み

##### (1) 成果

- 成果1: セネガル、モーリタニアにおいて農業セクターの開発課題及び政府の取組方針が分析されるとともに、セネガル・モーリタニアにおいてJICAの協力可能性が検討される。
- 成果2: セネガル・モーリタニアを対象として稲作広域協力の推進に向けた提言が行われるとともに、JICAが実施しているCARDの広域活動が適切に支援される。
- 成果3: モーリタニア及び周辺国を対象としたSHEPIに関するJICAの広域活動が支援される。

##### (2) 主な活動

- 1-1 セネガル及びモーリタニアの農業分野の国家戦略・政策を分析し、他ドナーや過去案件の成果を踏まえ、農業分野の課題と現状の取組を体系的に分析する。特に種子や農業研究、農業関連人材育成に関する両国の政策面での取り組み状況を分析する。
- 1-2 モーリタニアにおいて、これまでのJICA協力等を踏まえつつ、モーリタニア農業省が国別稲作開発戦略 (NRDS) を含む農業開発政策を円滑に作成できるよう助言する。
- 1-3 セネガル・モーリタニア政府によるCADDP/NEPADの方針に沿った国家農業セクター投資計画 (NASIP : National Agriculture Sector Investment Plan) の策定・検討状況やそれに沿った取組の進捗について確認する。
- 2-1 SAED及びSONADERが共同で策定した稲作広域協力アクションプランの実施状況を確認する。
- 2-2 上記アクションプランの実施にあたり、PAPRIZ3が作成した推奨稲作技術に関するマニュアル等、過去のJICA協力のアセットを活用して両国関係機関による取組を支援する。
- 2-3 セネガル・モーリタニア両国における稲作広域協力の推進に向けて、今後のJICAの支援の方向性について提言を行う。
- 2-4 PAPRIZ3終了後にSAED主導のコメバリューチェーン協議委員会の開催及び策定済アクションプランのフォローアップを支援する。
- 2-5 セネガルと生産環境が類似する周辺国を対象に稲作生産に係る情報収集を行

う。

- 3-1 モーリタニアにおけるSHEPアプローチの推進について、セネガルで実施中のSHEP技術協力プロジェクトと連携して必要な支援を行う。
- 3-2 モーリタニアにおいてJICAが実施している本邦研修や広域研修に参加する研修員選定を支援する。
- 3-3 SHEPアプローチの理解促進のため、周辺国での帰国研修員のアクションプラン実施状況をモニタリングする。

#### **その他特記事項**

プロジェクトサイトにおける関係者への脅威・リスクに応じた安全対策を講じる。安全管理部承認の必要な地域（モーリタニア国ブラクナ州、ゴルゴル州）に渡航する際は、最新のJICA安全対策措置に則り、安全管理部からの渡航承認の取得、先方政府カウンターパートやローカル人材の同行、夜間移動の制限等の必要な措置を講ずる。

以上

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務: フランス語圏アフリカにおける農業政策アドバイザー業務またはアフリカにおける CARD・SHEP に関する業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

- 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（3号）】対象国及び類似地域：セネガル、モーリタニア、ガンビア、ギニア
- 語学能力：フランス語又は英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2026年9月～2028年12月（2026年9月または10月から渡航開始）

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約15.00人月（現地業務13.50人月、準備・整理業務1.50人月を想定）

2) 渡航回数を目途 延べ8回

※うちセネガル、モーリタニアにはそれぞれ4回の渡航を想定。

※ガンビア、ギニアへはセネガルまたはモーリタニアから2回ずつ渡航することを想定。（セネガルからモーリタニアへの横移動も可能。）

※なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- セネガル国「農業政策アドバイザー」及びモーリタニア国「農業政策アドバイザー」要請書・案件調査票（抜粋）
- セネガル国「農業政策アドバイザー」事業完了報告書
- セネガル国「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」業務実施報告書（第1期、第2期）
- モーリタニア国「農業省アドバイザー」業務進捗報告書（第1回～4回）
- ギニア国「海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」業務完了報告書
- ガンビア国「農業アドバイザー」業務完了報告書

#### 2) 公開資料

- セネガル国「セネガル川流域コメバリューチェーン強化プロジェクト」事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_202004038\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_202004038_1_s.pdf)

- ギニア国「海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」事前評価表

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019\\_1900504\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900504_1_s.pdf)

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有（セネガル、モーリタニア）
4	家具（机・椅子・棚等）	有（セネガル、モーリタニア）
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※ セネガル・モーリタニア・ギニアにおいてC/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、使用する言語はフランス語、ガンビアについては英語です。

※ギニア、ガンビアについては執務スペースの確保は保証されないが、各農業省と交渉し、現地活動期間中の農業省の執務スペースの貸与を交渉するものとする。ただしそれが確保されなかった場合にも、派遣期間に照らして一般事業費により事務所を備上することは認めない。（ホテルでの活動等を想定する。）

#### （5）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してくだ

さい。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

#### 【上限額】

#### 97,042,000 (税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 上記1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

- 1MRU（モーリタニアウギア） = 3.95907 円
- 1GMB（ガンビアダラシ） = 2.14101 円

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)